

# 建設工事統計調査の変更について

---

令和7年1月17日

国土交通省 総合政策局 情報政策課

建設経済統計調査室

## (1) 受注動態調査におけるe-Govの回答受付廃止の周知について

→ 既に新オンラインシステムによる運用を開始しており、その運用開始に併せて、報告者に対してe-Govによる回答受付の廃止を連絡済みである。

また、令和7年度調査（令和7年4月分からの1年間分）の回答者への依頼文書を令和7年2～3月頃に送付予定であり、その際にもe-Govによる回答受付の廃止を明記する予定。

## (2) 施工調査におけるオンライン回答の推進について

→ QRコードにより回答できる独自のオンラインシステムを令和7年度から運用を開始する。その際、すべての回答者に対して同システムにより回答することを依頼する（オンライン回答が困難な回答者には紙の調査票を別途送付を検討。）。また、来年度に督促を行う際、オンラインにより回答するよう促す。

## (3) 施工調査における集計・結果公表について

→ 従来通りに実施可能と考えており、理由は次頁以降に記載している。

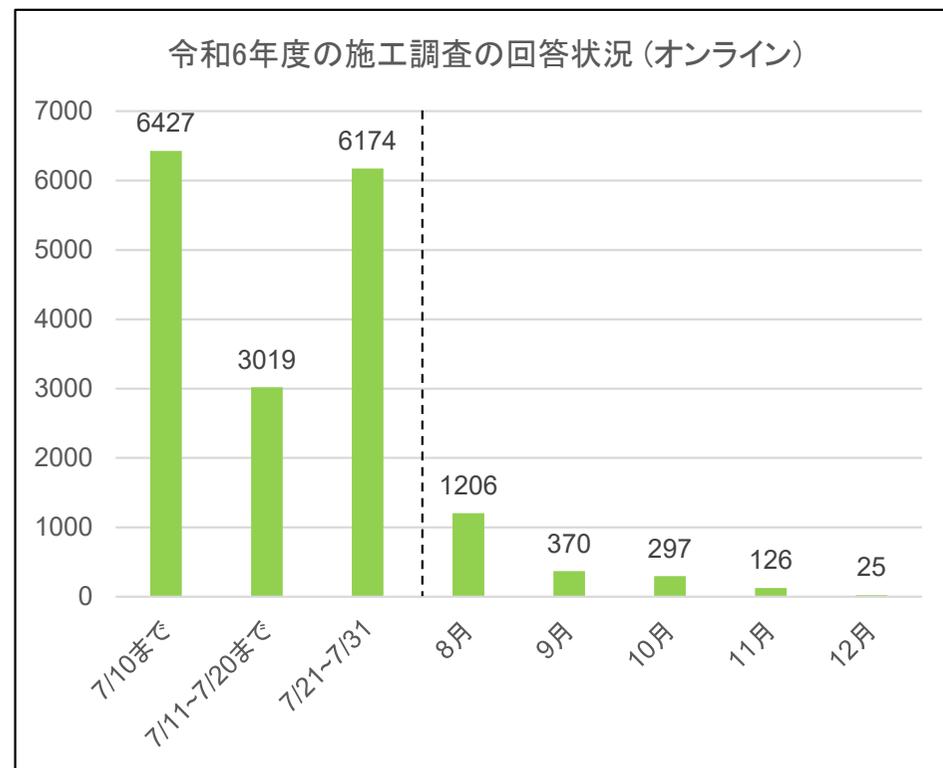
## (4) 今後の動態調査票甲について

→ 今回変更する受注月の記載状況等を点検しつつ、必要に応じて、より回答しやすい調査票のあり方を検討する予定であり、その検討に際しては、統計品質改善会議等においてもご議論をお願いする予定。

回答期限を2か月延長しても、集計と結果の公表を従来どおりに実施できる理由は次の①～④のとおりである。

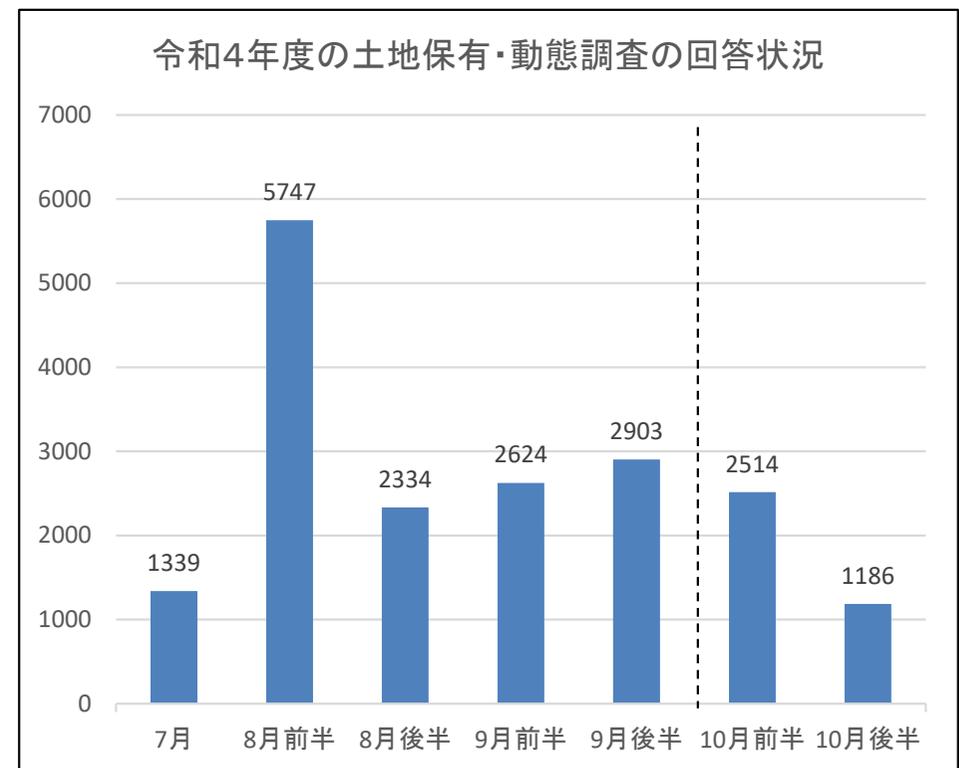
## ① これまでの回収実績について

→ 令和6年度のオンラインによる回答数を時系列的に集計したところ、全体の回答数に占める7月中の回答数の割合は9割弱であった。また、7月中の回答数の内訳をみると、上旬と下旬の回答数の割合がそれぞれ約4割を占めた。



## ② 参考として、調査期間が7～9月である土地保有・動態調査の回収状況について

→ 令和4年度の回答数を時系列的に集計したところ、全体の回答数に占める7月から9月までの回答数の割合は約8割であった。そのうち、8月前半の回答数が最も多く、それ以外の時期の回答数は8月前半の回答数のおおむね4割程度であった。



## ③ 回答期間の延長に伴うリマインド・督促の方法について

→ リマインド・督促の手段は、はがき及び電話である。具体的な督促方法として、令和7年度には回答期間が3か月になることを踏まえ、回答期限前ではあるが、前回調査の回収状況を踏まえ、8月頃に一部の未回答者に対して督促のはがきを送付する。その後、回答期限の9月末頃になっても未回答の者に対して督促のはがきを送付する。さらに、10月頃の状況においても未回答の者には電話で督促を行う。

このような督促方法により、前回調査よりも効果的なリマインド・督促を行いたいと考えている。

## ④ 従前どおりの集計・公表が可能かについて

→ 施工統計では、都道府県別データを疑義照会・審査し、全国データとして統合するまでの期限を11～12月頃までと計画しており、その後に、全国データの審査・集計・分析・帳票の作成を行い、翌年3月までに公表している。

従前は、各都道府県が回答期限後の8月末頃までに審査等を行い、それを経た調査票を国交省に提出していた。国交省は、各都道府県から提出された紙の調査票の電子化と疑義照会を9～11月頃の間に行い、その後、都道府県別のデータを統合した全国データを11～12月頃までに作成していた。

令和7年度から独自システムによるオンラインの回答が導入されれば、紙の調査票の回答数が従前よりも低下することが想定され、回答データの電子化が進み、疑義照会の負担も軽減すると予想している。これに伴って9月の回答期限後の疑義照会等に要する期間は1～2か月程度を見込んでおり、その後の11～12月頃までには全国データの作成が可能であると見込んでいる。

このため、回答期間を2か月延長した場合であっても、全国データの作成までの目標時期はあまり変わらないことになり、従前どおりの集計・公表の維持が可能になると考えている。

なお、令和4年度の土地保有・動態調査等の回答状況を参考にすると、変更後の回答期限である9月に回答が集中する可能性は低い。

# 前回答申（平成23年9月）における「今後の課題」への対応状況

## 【建設業者の主業決定方法の改善】

### （1）建設業者の主業決定方法の改善

建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可は、28の業種ごとに行われており、複数の許可を受けている建設業者が多数存在している。許可を受けている建設業者の総数は約50万業者であるが、業種別許可の総数は約140万件である。そのため、施工調査における標本抽出時に各建設業者を調査対象業種別に割り振る際には、複数の許可を受けている建設業者の主業を決定する必要がある。

これについて国土交通省は、現在の抽出方法とした昭和57年以前の業種ごとの許可の取得状況を踏まえて主業を決定しており、昭和57年以降の状況の変化を踏まえた改善を行う余地があると考えられる。

したがって、これを改善するため、①直近の施工調査結果、②経済センサスの調査結果、③利用可能な行政記録情報（建設業法に基づき各建設業者から毎年提出される「直前3年の各事業年度における工事施工金額」等）等を活用し、同一業種の許可を受けている建設業者の現状を分析する必要がある。これら調査結果の活用や分析については、平成26年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させる必要がある。

### 検討結果

国土交通省において、「**建設工事統計調査検討会**」を設置して検討

検証の結果、以下の理由から、標本抽出時の建設業者の主業種決定方法については、昭和57年以降の**状況の変化に概ね対応できていたことが確認できたことから現状を維持したい。**

なお、平成26年度に建設業法が改正され、新たに解体工事業を新設することとなったため、その必要な措置を講ずる。

#### ①直近の施工調査結果を利用した検証

現行のフローチャートを作成した際に参考としていた延許可業者数（S59.3）と、フローチャートにより分類した層化業者数の推移を時系列（H20.3、H25.3）で比較した結果、「建築工事業」については、延許可業者数の構成比が大きく減少していたが、層化業者数でも同様に大きく減少しており、他の層化業種でも概ね同じ動きで変化していた。

また、フローチャートにより分類した層化業者数の構成比と、調査対象業者より得た回答を母集団に還元した表章業者数の構成比を比較した結果、層化業者数を確保するため、フローチャートの分岐を早めに置いている一部の業種については、層化業種の構成比が若干高くなっていたが、それ以外の業種については、概ね一致していた。

更に層化業種と表章業種の対応状況を比較した結果、業者数では、最もよく整合している業種では9割以上で整合しており、適合割合が低い業種でも概ね5割程度で整合していた。

#### ②経済センサスの調査結果を利用した検証

経済センサスの調査票情報を入手し、そのうち建設業許可を有する者について、許可の取得状況を把握し、フローチャートに当てはめた層化業種と経済センサスの企業産業小分類を比較検証した結果、層化業者数を確保するため、フローチャートの分岐を早めに置いている一部の業種については、対応割合が比較的低くなったが、それ以外の業種については、高い割合で一致していた。

#### ③利用可能な行政記録情報を利用した検証

建設業法に基づき各建設業者から提出される「直前3年の各事業年度における施工金額」を可能な範囲で収集し分析を行った。その結果、事業年度によって施工金額が最大となる許可業種が変わる業者はほぼおらず、その許可業種は、層化業種と一致している割合が高かった。

## 【標本設計の見直し】

### (2) 標本設計の見直し

施工調査及び動態調査の標本の配分方法等については下表のとおりである。抽出層が非常に多いことから、報告者数が少ない層が相当数存在しており、業種別、資本金階層別、都道府県別の抽出する際の区分と集計する際の区分が整合していない場合も見られる。

したがって、抽出を行う際に設定する業種別・資本金階層別・都道府県別の抽出層について、今後の調査結果の活用方法等を検討し、結果精度が確保できるよう標本設計の見直しを行う必要がある。また、この見直しに当たっては、経済センサスの調査結果を参考にし、業種ごとの完成工事高等の実態を把握した上で、平成26年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させる必要がある。

表 標本の配分方法等について

	都道府県別に配分を行うために設定される層	都道府県への配分方法	全体の層の数	抽出数
施工調査	業種（21層） 資本金階層（7層）	均等配分 （各都道府県に存在する業者数は考慮せず機械的に配分。）	6,909層	約11万業者
動態調査	完成工事高（3層） 公共元請完成工事高（4層）	抽出層の半数を均等配分 抽出層の半数を各都道府県の業者数に応じて配分	564層	約1万2千業者

### 検討結果

「抽出層が非常に多い」、「抽出する際の区分と集計する際の区分が整合していない」との指摘を踏まえ、ユーザーへのアンケートを実施するとともに、検証を行った結果、ユーザーのアンケート結果においては、資本金階層別の表章を変えた場合でも業務に影響はないという結果になり、また、標準誤差においても資本金を200万円未満で区切るより500万円以上で区切った方が全体として安定していることから、**階層別を抽出層のうち資本金階層において層の数を減らし、また、抽出時と表章時の区分を整合させるように変更すること**とし、具体的には、以下の対応を行うこととする。

- ①抽出時の資本金階層について、500万円未満の層については、従前の2層を改め、1層に見直す。表章の資本金階層についても、施工調査、受注動態調査ともに、500万円未満の層については、従前の2層を改め、1層に見直す。
- ②抽出時の資本金階層について、1000万円以上3000万円未満の層については、従前の2層を改め、1層に見直す。

しかしながら、システム改修に伴うコスト等の諸課題があったことに加え、平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成30年3月30日）において指摘された、建設工事施工統計調査の欠測値補完に注力する必要がある



建設工事統計調査の標本設計や層化区分の在り方については、統計品質改善会議において、建設産業の状況の変化を踏まえて、業種区分や資本金階層の区分の在り方が適切なものかどうかを抜本的に検討すべきではないかとの意見があり、今後、同会議において論点を整理していく予定である。

### (3) 行政記録情報の活用

施工調査の調査事項である「有形固定資産」、「国内建設工事の年間完成工事高」、「兼業売上高」及び「建設業の付加価値額及び原価等」については、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項の規定に基づき、毎年、建設業者から提出される「直前3年の各事業年度における工事施工金額」、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「完成工事原価報告書」において、おおむね把握が可能である。

そのため、当該書類が電子化され、活用できることとなれば、施工調査の調査事項のうち、重要なデータの一部はこれに代替可能であるばかりでなく、標本設計をする段階で完成工事高等の把握が可能となることから、調査効率や統計精度の向上に大きく寄与するものと考えられる。

したがって、建設業の所管部局と連携し、当該行政記録情報の利活用の推進について、その費用対効果等を十分に勘案しつつ、検討すること。

### 検討結果

行政記録情報の電子化については、上記のとおりメリットはあるものの、行政記録情報を管理している建設業所管部局の業行政の観点からの需要が低く、相当な費用も必要となるため、**現状としては、非常に厳しい**と考える。

一方で、統計調査への利用という観点から考えると、記入者負担の軽減や統計精度の向上等のメリットがある。建設業所管部局の理解を得つつ、引き続きその利用可能性を探っていくこととしたい。



建設工事施工統計調査において、令和3年度調査より、調査対象業者が経営事項審査を受けている場合には、欠測値の補完にそのデータを活用している。加えて、令和5年度4月より、調査対象業者が建設業許可に係る財務諸表等を電子申請により提出している場合には、当該財務諸表等を欠測値の補完に活用している。

# 建設工事受注動態統計調査の誤報告対策に関する中間整理(概要)

R6.12.25 公表

## 1 正確な報告

### <現状・課題>

- ① 調査票において、受注月にのみ受注高を記載すべきにもかかわらず、手持ち受注高を継続して報告
- ② 紙調査票では回答者自身が自ら誤りに気付きにくく、また現行のオンライン回答システムでもエラーチェックは不十分

### <対応方針>

- ① 調査票および記入の手引きに、「当月の受注高のみを記載する」旨の注意書きを付して配布
- ② 令和7年度から独自のQRコードオンライン回答システムを運用開始し、過去月と同額の受注高が入力された場合等にアラートが出る機能を導入

## 2 誤りの発見

### <現状・課題>

- ① 集計側でも誤報告を検知するための取組をさらに進めることが必要
- ② 担当者(外注業者を含む)が行う疑義照会の聞き取り内容によっては、誤りを検知できない可能性

### <対応方針>

- ① 国土交通省の集計システムにおいても、過去月と同額の受注高が入力された場合等のチェック機能を整備
- ② 疑義照会の方法を具体化したマニュアルを整備し、疑義照会結果の記録を統一的に整備・保管すること等により審査内容を充実

## 3 安定的な推計

### <現状>

- ・都道府県別・建設業許可の業種別・資本金別・完成工事高別にそれぞれ区分し、区分毎に回答業者を抽出・集計
- ・集計結果について、区分毎に抽出率の逆数を乗じて全建設業許可業者の受注高を推計
- ・特定の業者の影響が強すぎる場合、補正を行うかどうか検証する仕組みを検討する必要

### <対応方針>

- ・不安定な推計値(ある集計区分で高いシェア等)となる場合、平均的な値となるよう補正を行い、さらなる精度向上、統計の安定化を図る。
- ・統計の根幹である集計区分のあり方等については、時代に即したのものとなっているかという観点から、今後丁寧に検討する。